

## I 学校における基本的な新型コロナウイルス感染症対策

### 1 基本的な感染症対策の実施

学校内で感染源を絶つためには、外からウイルスを持ち込まないことが重要である。そこで、次のように健康観察を徹底する。

#### (1) 発熱や咳等の症状がある場合等には登校しないことの徹底

○本人に発熱や咳等の症状がある場合には、児童生徒等も教職員も、自宅で休養することを徹底する（レベル2及びレベル3の場合は、実情に応じ、同居の家族に未診断の発熱等の症状が見られる場合も登校させない）。（出席停止等の扱い）

#### (2) 登校時の健康状態の把握

○学校への登校・出勤前には、毎日家庭で検温を行うとともに、風邪症状等を確認する。また、児童生徒については、登校時に教職員が健康状態を確認する。

○学校への登校前に検温を忘れた者については、登校時、教室に入る前に、保健室等で検温するように指導する。

○児童生徒本人のみならず（教職員も同様）、家庭への協力を呼びかけ、同居の家族にも毎日健康状態を確認するように依頼する。

○校内で発熱等が確認された児童生徒は早退とする。早退するまでに迎えなどで待機が必要な場合は、本人や他の児童生徒との接触に配慮し、空き教室等を利用することも検討する。発熱等の場合は、まずはかかりつけ医等最寄りの医療機関に受診方法等について電話相談し、受診するように指導する。また、かかりつけ医等最寄りの医療機関に連絡できない場合のほか、基礎疾患があり日数に関わらず風邪症状、強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある場合は、関係機関に相談する。

### 2 感染経路を絶つこと（接触感染と飛沫感染の防止）

#### (1) こまめな手洗いの徹底（接触感染対策）

新型コロナウイルスはプラスチックの表面では最大72時間、「ボール紙では最大24時間生存するとされている。そのため、接触感染の仕組みについて児童生徒に理解させ、手指で目、鼻、口をできるだけ触らないよう指導するとともに、接触感染を避ける方法として、学校での手洗いを徹底する。様々な場所にウイルスが付着している可能性があるため、外から教室等に入る時やトイレの後、給食（昼食）の前後など、こまめに手を洗うことが重要である。手洗いは30秒程度かけて、水と石けんで丁寧に洗う。また、手を拭くタオルやハンカチ等は個人持ちとして、共用はしないように指導する。

登校したら、まず手洗いをを行うよう指導する。手指用の消毒液は、流水での手洗いができない際に、補助的に用いるものとし、基本的には流水と石けんでの手洗いを指導する。また、石けんやアルコールを含んだ手指消毒薬に過敏に反応し

たり、手荒れの心配があったりするような場合は、流水でしっかり洗うなど配慮する。そして、手洗いの6つのタイミング（外から教室に入る時、咳やくしゃみ、鼻をかんだとき、給食の前後、掃除の後、トイレの後、多くの児童生徒が触れる場所や共用の教材、教具、情報機器などに触れる前後といった機会）で、こまめな手洗いをを行うように指導する。（特に給食の前は念入りに）石けんで洗い終わったら、十分に水で流し、清潔なタオルやペーパータオルでよく拭き取って乾かす。

## 手洗いの6つのタイミング



### (2) 咳エチケットの徹底（飛沫感染対策）

学校では人の密度を下げることには限界があり、学校教育活動上、近距離での会話や発声等が必要な場面も生じることが考えられることから、飛沫を飛ばさないよう、マスクを装着させるなどの咳エチケット等を指導する。

### 3つの咳エチケット

電車や職場、学校など人が集まるところでやろう



マスクを着用する  
（口・鼻を覆う）

ティッシュ・ハンカチで  
口・鼻を覆う

袖で口・鼻を覆う



何もせずに  
咳やくしゃみをする

咳やくしゃみを  
手でおさえる

### (3) 日常的な清掃・消毒について

学校生活の中で、消毒によりウイルスを全て死滅させることは困難である。一

一般的な消毒の効果を期待するよりも、清掃により清潔な空間を保ち、健康的な生活により児童生徒等の抵抗力を高め、手洗いを徹底することの方が重要である。用具や物品の共用を避けることができれば避けるようにし、使用後には手洗いをするように指導して、学校環境衛生を良好に保つ。消毒作業を行うに当たっては、極力教員ではなく、教員業務支援員等を活用することなどにより、教員の負担軽減を図ることが重要である。

#### ① 普段の清掃・消毒のポイントについて

- ・床は通常の清掃活動の範囲内で対応し、特別な消毒作業の必要はない。
- ・机、椅子についても特別な消毒作業は必要ないが、清掃活動において家庭用洗剤等を用いた拭き掃除を行うことも考えられる。
- ・大勢がよく手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）や共用の教材、教具、情報機器などは1日に1回程度、消毒液を浸した布巾やペーパータオルで拭く。
- ・トイレや洗面所は、家庭用洗剤を用いて通常の清掃活動の範囲で清掃する。
- ・消毒作業中に目、鼻、口、傷口などを触らないように注意する。
- ・換気を十分に行う。

#### ② 感染者が発生した場合の消毒について

- ・児童生徒等や教職員の感染が判明した場合には、保健所及び学校薬剤師等と連携して消毒を行うが、専門業者を入れて施設全体を行う必要はなく、当該感染者が活動した範囲を特定して汚染が想定される物品（当該感染者が高頻度で触った物品）を消毒用エタノール、0.05%の次亜塩素酸ナトリウム消毒液又は遊離塩素濃度25ppm（25mg/L）以上の亜塩素酸水消毒液により消毒する。

#### (4) 身体全体の抵抗力を高める

免疫力を高めるため、「十分な睡眠」、「適度な運動」及び「バランスの取れた食事」を心がけるよう指導する。また、予防接種も新型コロナウイルス感染症の発症や重症化の予防等の効果が期待されている。

### 3 集団感染リスクへの対応

#### (1) 3密（密閉・密集・密接）を避ける工夫

新型コロナウイルス感染症では、

- 換気の悪い密閉空間
- 多数が集まる密集場所
- 間近で会話や発声をする密接場面

という3つの条件（3つの密（密閉、密集、密接））が重なる場で、集団感染のリスクが高まるとされている。この3つの条件が同時に重なる場を避けることはもちろんのこと、3つの密が重ならない場合でも、リスクを低減するため、できる

限り「ゼロ密」を目指すことが望ましいとされている。

#### ①「密閉」の回避（換気の徹底）

##### ア 常時換気の方法

気候上可能な限り、常時換気に努める。廊下側と窓側を対角に開けることにより、効率的に換気することができる。なお、窓を開ける幅は 10 cm から 20 cm 程度を目安とするが、上の小窓や廊下側の欄間を全開にするなどの工夫も考えられる。また、廊下の窓も開けることも必要である。なお、常時換気が難しい場合は、こまめに（30 分に 1 回以上）数分間程度、窓を全開にする。

##### イ 窓のない部屋

常時入り口を開けておいたり、換気扇を用いたりするなどして十分に換気に努める。また、使用時は、人の密度が高くならないように配慮する。

##### ウ 体育館のような広く天井の高い部屋

換気は感染防止の観点から重要であり、広く天井の高い部屋であっても換気に努める。

##### エ エアコンを使用している部屋

エアコンは室内の空気を循環しているのみで、室内の空気と外気の入れ替えを行っていないことから、エアコン使用時においても換気は必要である。そこで、換気扇や扇風機等を稼働させると共に窓等を一部開ける。そして、1 時間に 1 回（5～10 分）程度窓を全開にして換気する。

##### オ 換気設備の活用と留意点

学校に換気扇等の換気設備がある場合には、常時運転する。また、換気設備が人数に必要な換気能力を有するとは限らないので、換気能力を確認し、必要な場合には、窓開け等による自然換気と併用する。なお、換気扇のファン等が汚れていると効率的な換気が行えないことから、定期的に清掃を行う。

##### カ 冬季における換気の留意点

冷気が入りこむため窓を開けづらい時期であるが、空気が乾燥し、飛沫が飛びやすくなることや、季節性インフルエンザが流行する時期でもあるので、徹底して換気に取り組むことが必要である。気候上可能な限り、常時換気に努める。（難しい場合には 30 分に 1 回以上窓を全開にする）

##### (ア) 室温低下による健康被害の防止

換気により室温を保つことが困難な場面が生じることから、室温低下による健康被害が生じないように、児童生徒等に暖かい服装を心がけるよう指導し、学校内での保温・防寒目的の衣服の着用について柔軟に対応する。また、室温が下がりすぎないように空き教室等の人のいない部屋の窓を開け、廊下を經由して少し暖まった状態の新鮮な空気を人のいる部屋に取り入れること（二段階換気）も気温変化を抑えるのに有効である。気候条件に応

じて学校薬剤師に相談する。

#### (1) 機器による二酸化炭素濃度の計測

十分な換気ができているか心配な場合には、換気の指標として学校薬剤師の支援を得つつ、CO2 モニターにより二酸化炭素濃度を計測することが効果的である。学校環境衛生基準では 1500ppm を基準としている。政府の新型コロナウイルス感染症対策分科会では、マスクを伴わない飲食を前提としている飲食店等の場合には 1000ppm 以下が望ましいとしており、昼食時には換気を強化するなど、児童生徒の活動の態様に応じた換気をする。

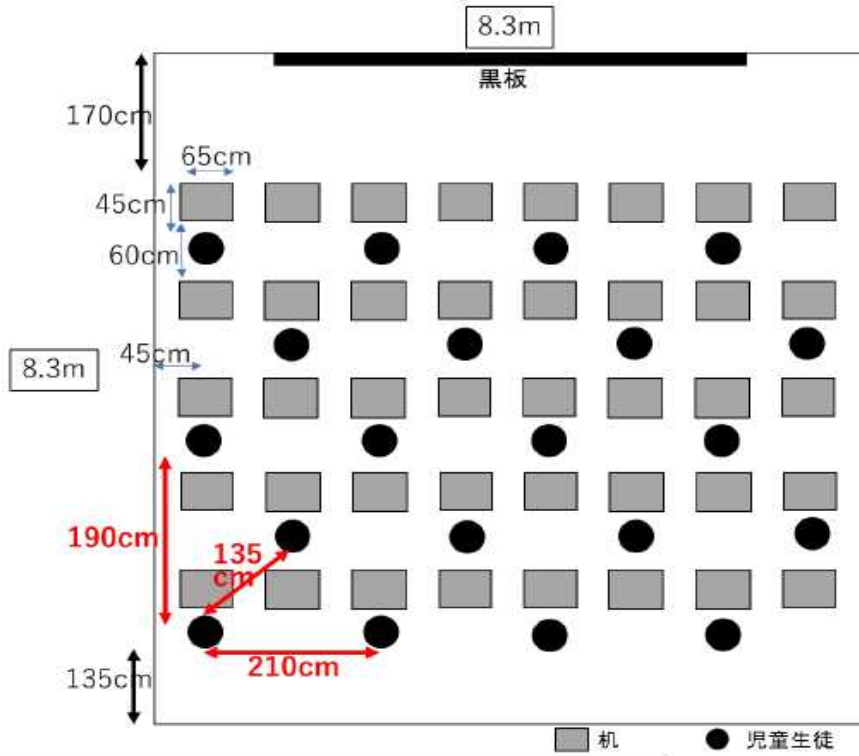
#### ② 「密集」の回避（身体的距離の確保）

「新しい生活様式」では、人との間隔は、できるだけ2メートル（最低1メートル）空けることを推奨している。学校は「3つの密」となりやすい場所であり、可能な限り身体的距離を確保することが重要である。

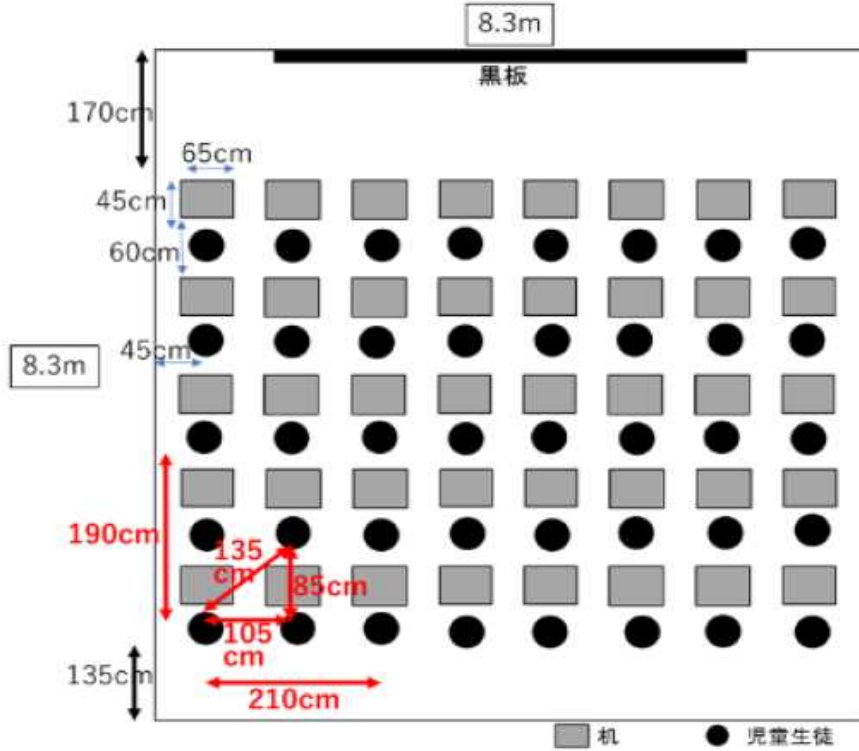
教室の座席配置については、児童生徒の間隔を1メートルを目安に学級内で最大限の間隔をとるようにする。また、1メートルの距離を確保できない場合には、できるだけ距離を離し、換気を十分に行うことや、マスクを着用することなどを併せて行うことにより「3つの密」を避けるよう努める。

次の図は、座席配置の一例で、これらはあくまでも目安であり、それぞれの教室等の状況や感染リスクの状況に応じて、座席の間隔に一律にこだわるのではなく、頻繁な換気などを組み合わせることなどにより、現場の状況に応じて柔軟に対応する。レベル2・レベル3の場合は児童生徒の間隔を可能な限り2メートル（最低1メートル）確保するように座席配置する。このような形で学校教育活動を行うためには、学級の規模に応じ、施設の制約がある場合には、学級を二つのグループに分けるなど、分散登校や時差登校を適宜組み合わせ、異なる教室や時間で指導を行う等の対応が必要となる。

(参考) レベル3地域 (1クラス20人の例)



(参考) レベル1・2地域 (1クラス40人の例)



③ 「密接」の場面への対応 (マスクの着用)

ア マスクの着用について

学校教育活動においては、児童生徒等及び教職員は、身体的距離が十分にとれないときは基本的にはマスクを着用する。ただし、次の場合には、マスクを着用する必要はない。

(ア) 十分な身体的距離が確保できる場合

(イ) 熱中症などの健康被害が発生する可能性が高いと判断した場合（登下校時を含む）

※夏期の気温・湿度が高い中でマスクを着用すると、熱中症のリスクが高くなるおそれがある。マスクを外す場合には、できるだけ身体的距離を保つ、近距離での会話を控えるようにするなどの配慮をすることが望ましいが、熱中症も命に関わる危険があることを踏まえ、熱中症への対応を優先させる。このため、登下校時には、人と十分な距離を確保できる場合には、マスクを外すようにする。

※児童生徒等本人が暑さで息苦しいと感じた時などには、マスクを外したり、一時的に片耳だけかけて呼吸したりするなど、自身の判断でも適切に対応できるように指導する。

(ウ) 体育の授業及び運動部活動におけるマスク着用の必要はないが、十分な身体的距離がとれない状況で、十分な呼吸ができなくなるリスクや熱中症になるリスクがない場合には、マスクを着用する。

(エ) フェイスシールド等は、マスクに比べ効果が弱いことに留意し、なるべく使用しない。教育活動の中で教員等が発音のための口の動きを見せたりすることが必要な場合には、フェイスシールド等を活用することも一つの方策と考えられるが、この場合には身体的距離をとりながら行う。

イ マスクの取扱いについて

マスクを外す際には、ゴムやひもをつまんで外し、手指にウイルス等が付着しないよう、なるべくマスクの表面には触れず、内側を折りたたんで清潔なビニールや布等に置くなどして清潔に保つ。マスクを廃棄する際も、マスクの表面には触れずにビニール袋等に入れて、袋の口を縛って密閉してから廃棄する。

ウ 布製マスクの衛生管理について（布製マスクの洗い方）

布製マスクは1日1回の洗濯により、おおむね1か月の利用が可能である。経済産業省が、洗い方に関する動画をインターネット上に掲載している。

（YouTube metichannel「布マスクをご利用のみなさまへ」）

(2) その他

① 児童生徒等の定期健康診断の実施

令和2年3月19日付け文部科学省事務連絡において、毎学年6月30日までに実施することとされている児童生徒等の健康診断については、新型コロナウイルス感染症の影響により実施体制が整わない等、やむを得ない事由によって当

該期日までに健康診断を実施することができない場合には、当該年度末日までの間に、可能な限り速やかに実施することとされているため、実施時期や実施方法については、学校医や学校歯科医等の意見を十分確認の上、対応する。

実施に当たっては、以下により感染症対策を行うこととし、教職員及び児童生徒等、保護者の理解を得て実施する。

ア 児童生徒等に対して各種健康診断前後の手洗い、マスクの着用を徹底する。

イ 会場の換気を行い、児童生徒等の順番待ちのスペースを1～2m確保するとともに、会場に入る人数の制限を行い密集させず、会話を慎むように指導するなど3密を避ける。

ウ 検査器具の消毒等を徹底する。(特に児童生徒等の顔・口や手に触れるもの)

なお、児童生徒等の定期的健康診断について実施が延期されているため、特に、日常的な健康観察等による児童生徒等の健康状態の把握に一層努め、健康上の問題があると認められる場合は、健康相談や保健指導等を実施し、適切に支援する。

#### 4 家庭との連携

学校内での感染拡大や集団感染を防ぐためには、何よりも外からウイルスを持ち込まないことが重要である。新型コロナウイルス感染症から児童生徒を守り、安心・安全な学校生活を送ることができるよう、各家庭においても「新しい生活様式」を踏まえ、以下のような取組に協力をいただけるよう呼びかけていくことが大切である。

- (1) 毎日、登校前の児童生徒の健康観察（発熱等の風邪症状の有無の確認）
- (2) 児童生徒本人のみならず、同居の家族に未診断の発熱、咳などの症状がある場合においては、児童生徒の登校を控えるようお願いする場合がある。
- (3) 感染経路の不明な感染者数が増加している状況の場合は、休日において不要不急の外出を控える、仲の良い友人同士の間での行き来を控える、家族ぐるみの交流による接触を控えるなど、学校を通じた人間関係の中で感染が広がらないよう細心の注意を払うようお願いする。そのためには、PTA等と連携し、保護者の理解が得られるよう、学校からも積極的な情報発信を心がける必要がある。



## Ⅱ 学校における教育活動の実施

### Ⅰ 各教科等の指導における感染症予防対策

各教科における「感染症対策を講じてもなお感染リスクの高い学習活動」としては、以下のような活動が挙げられる。感染が拡大している地域においては、このようなリスクの高い活動は慎重に行い、また特にリスクの高いもの（★）は一時的に控えるなど、適切に対応する。

- ・各教科等に共通する活動として「児童生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等」及び「近距離で一斉に大きな声で話す活動」（★）
- ・理科における「児童生徒同士が近距離で活動する実験や観察」
- ・音楽における「室内で児童生徒が近距離で行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏」（★）
- ・図画工作、美術、工芸における「児童生徒同士が近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動」
- ・家庭、技術・家庭における「児童生徒同士が近距離で活動する調理実習」（★）
- ・体育、保健体育における「児童生徒が密集する運動」（★）や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」（★）

※「★」を付した活動：特に感染リスクの高い教育活動を示す。

特に、体育の授業や合唱を行う場合においては、以下の点に留意する。

#### 【レベル3】

各教科における「感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い学習活動」は行わないようにする。体育などの授業内容において、集団で行う活動は避け、なるべく個人で行う活動とし、特定の少人数での活動を実施する際は十分な距離を空けて行う。

#### 【レベル2】

上記の活動は、可能な限り感染症対策を行った上で、リスクの低い活動から徐々に実施することを検討する。すなわち、これらの活動における、児童生徒の「接触」「密集」「近距離での活動」「向かい合っでの発声」について、可能なものは避け、一定の距離を保ち、同じ方向を向くようにし、また回数や時間を絞るなどして実施する。この場合にも、（★）を付した活動については特にリスクが高いことから、実施について慎重に検討する。

その際には、以下の点にも留意する（レベル1も共通）。

- できるだけ個人の教材教具を使用し、児童生徒同士の貸し借りはしないこと。
- 器具や用具を共用で使用する場合は、使用前後の適切な消毒や手洗いを行わせること。
- 音楽の授業では、常時換気を原則とし、窓等を対角方向に開け、十分に換気を

行う。飛沫感染に留意し、近距離での大声を徹底的に避ける。マスクは飛沫拡散防止の効果があるため、原則、着用する。合唱している児童生徒同士の間隔や指導者・伴奏者と児童生徒との間隔、発表者と聴いている児童生徒等との間隔は、マスクを着用している場合であっても、前後方向及び左右方向とものできるだけ2 m（最低1 m）空ける。また、立っている児童生徒の飛沫が座っている児童生徒の顔へ付着する飛沫感染のリスクを避けるため、立っている児童生徒と座っている児童生徒が混在しないようにする。歌唱時のマスクの着用により息苦しくなるなどのケースでは、十分な距離（最低2 m）をとってマスクを外して行うことも考えられるが、地域の感染が拡大しているような場合には、マスクを着用しないで行う合唱活動を一時的に制限するなどの対応も必要である。ただし、屋外で十分な距離（最低2 m）を確保して、向かい合わずに行う場合には、マスクを着用せずに行うことも考えられる。屋外に準じる程度に十分に換気の行き届いた空間（双方向の窓を全開している場合や換気設備が整っている場合等）においても同様とする。また、連続した練習時間はできる限り短くする。

- 体育の授業に関し、医療的ケア児及び基礎疾患児の場合や、保護者から感染の不安により授業への参加を控えたい旨の相談があった場合等は、授業への参加を強制せずに、児童生徒や保護者の意向を尊重すること。地域の感染状況にもよるが、可能な限り屋外で実施すること。ただし気温が高い日などは、熱中症に注意すること。体育館など屋内で実施する必要がある場合は、特に呼気が激しくなるような運動は避けること。マスクの着用により息苦しくなるなどのケースでは、マスクを外して行うことも考えられるが、体育の授業における感染リスクを避けるために、児童生徒の間隔を十分確保する（最低2 m）。授業の前後における着替えや移動の際や、授業中、教師による指導内容の説明やグループでの話合いの場面、用具の準備や後片付けの時など、児童生徒が運動を行っていない際は、可能な限りマスクを着用すること。呼気が激しくならない軽度な運動の際は、マスクを着用することも考えられる。集団で行う活動は避け、なるべく個人で行う活動とし、特定の少人数（2～3人程度）での活動（球技におけるパスやシュートなど）を実施する際は十分な距離を空けて行うこと。また、感染者が発生していない場合であっても、児童生徒や教職員の生活圏（通学圏や、発達段階に応じた日常的な行動範囲等）におけるまん延状況を踏まえて、授業の中止を判断すること。

#### 【レベル1】

上記の「感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い学習活動」については、換気、身体距離の確保や手洗いなどの感染症対策を行った上で実施することを検討する。その際には、レベル2における留意事項も、可能な範囲で参照する。水泳については、次のような感染症対策を取った上で実施を検討すること。

(参考) 文部科学省事務連絡「学校の水泳授業における感染症対策について」  
(令和3年4月9日)

○プールの管理

- ・遊離残留塩素濃度がプールのどの部分でも基準の濃度となるように管理すること。
- ・ドアノブやシャワー、洗顔器の水栓など手を触れる箇所は、適宜消毒を行うこと。

○授業の見学者

- ・健康状態を把握し、体調が優れない場合は水泳授業への参加は見合わせる。気温が高い日などは熱中症にならないよう、日陰で見学させたり、必要に応じてマスクを外し、2 m以上の距離を確保したりするよう指導すること。

○授業中

- ・ unnecessary 会話や発声は行わないよう指導するとともに、プールに一斉に大人が入らないようにすること。プール内、プールサイドでの間隔を2 m以上保つことができるようにすること。
- ・手をつないだり、体を支えるなど、密集する活動は避けること。例えば、バディシステムについても、プールサイドでの人数確認は、事故防止の上で重要であるが、複数の児童生徒が複数になる形態であるので、感染リスクに十分注意すること。例えば、児童生徒が2 m以上の身体的距離を確保しつつ同時に挙手してお互いを確認するとともに、名簿を用いた点呼を併用するなどの工夫をすること。

○更衣室の利用

- ・身体的距離を確保することが困難である場合は、一斉に利用させず少人数の利用にとどめること。
- ・ unnecessary 会話や発声は行わないよう指導すること。
- ・水泳の授業中はマスクを外すことになるので、マスクの適切な取扱いについて指導するとともに、更衣室利用の前後に手洗いを徹底すること。
- ・ドアノブやスイッチ、ロッカーなど手を触れる箇所は、適宜消毒を行うこと。

○その他

- ・タオルやゴーグルなどの私物の取り違えや貸し借りをしないよう指導すること。
- ・水泳授業を実施する際には、感染症対策について学校内で共有するとともに、児童生徒や保護者の理解を図ること。また、特別支援学級における自立活動については、教師と児童生徒や児童生徒同士が接触するなど、感染リスクが高い学習活動も考えられる。個別の指導計画に基づく自立活動の一つ

つの具体的な指導内容について、実施の要否や代替できる指導内容について検討するなどの見直し等を行い、適切な配慮を行った上で実施する。

新型コロナウイルス感染症については長期的な対応が求められることが見込まれるところであるが、こうした中でも持続的に児童生徒等の教育を受ける権利を保障していくため、学校における感染およびその拡大のリスクを可能な限り低減した上で、教育活動を継続していくことが必要である。

## 2 学校行事における感染予防対策

### 【学校行事見直しの留意事項】

- 修学旅行等の宿泊を伴う行事は、集団で長時間過ごすことの回避が難しく、現状では感染リスクを低減することが困難なことから、延期も含め慎重に検討する。また、実施する場合においても、班別行動を制限するなど、感染リスクを極力減らすようにする。
- 宿泊を伴わない校外活動については、行き先の感染リスクを確認した上で、「3つの密」を避けた工夫を検討する。なお、バス等による移動を伴う場合には、車内の換気に十分留意するとともに、マスクを着用し、密集せず余裕をもった座席の確保を検討する。
- 児童生徒又は保護者を体育館等に集めて実施する集会等の行事は、児童生徒等の間隔を十分にとるなどの対策を講じる。体育館のような広く天井の高い部屋であっても換気に努め、児童生徒の密集を避けるなど「3つの密」を回避する。特に、入退場の場面では、時間をずらすなど密集場面をつくらない工夫をする。また、儀式的行事などについては、校内放送による各教室での実施も考えられる。
- 運動会、球技大会、長距離走大会等の体育的行事については、体育の授業や運動部活動の実施上の留意点に準じた感染症対策を講じた上で、実施できる内容や実施時間を検討する。イベント的な内容は、集まる人数や「3つの密」を回避するための方法を十分検討し実施困難な場合には、延期又は中止とする。
- 文化祭、学校祭等の文化的行事については、外部から不特定多数が集まる一般公開などは感染およびその拡大のリスクを可能な限り低減した上で十分検討し実施困難な場合には、延期又は中止とする。
- マイ・チャレンジ事業や職場体験学習等については、感染およびその拡大のリスクを可能な限り低減した上で十分検討し、感染症の影響により事業所等の確保が困難な場合は延期又は中止とする。中止の場合は、キャリア教育の観点から、体験学習に代わる学習機会を検討する。
- 校外から外部講師を招いて講演会等を行う場合には、講師の健康状態を把握し、基本的な感染症対策を講じて細心の注意を払う。特に、本県が緊急事態措置区域となっている場合には、当該行事の必要性を十分に勘案し、慎重に判断

する。その際、オンラインでの実施も検討する。

〈各学校行事における工夫例 ※学校の実態に応じ適切に判断することが重要〉

◆儀式的行事（新任式・離任式など）

・離任者や上級生などのメッセージについて、校内放送（音声や映像など）を活用、学校だよりに掲載、配布 など

◆文化的行事（文化祭、学習発表会、音楽会、クラブ発表会、芸術鑑賞会など）

・小グループやパートごとの練習を基本とし、全員で集まって練習する機会はリハーサルのみとする など

・学年ごとの発表を映像や音声にとり、校内放送で流す など

◆健康安全・体育的行事（健康診断、避難訓練、運動会など）

・健康診断について、保健室への入退室等について小グループごとにするなど、待ち時間が多くならないよう十分配慮する

・防犯指導、交通安全指導及び避難訓練や防災訓練などについては、各教室で事前指導を十分に行い、時間をかけずに実施できるようにする

・運動会について、保護者等の参観者の人数を制限し、児童生徒同士の接触の少ない競技に種目を制限するとともに実施時間をなるべく短縮する など

◆遠足・集団宿泊的行事、旅行・集団宿泊的行事

・バス等による移動に際して、車内の換気に十分留意し、マスクを着用し、会話を控えめにする など

◆勤労生産・奉仕的行事（職場体験活動、就業体験活動及び校内美化活動や地域清掃など）

・大掃除について、日頃の清掃指導を徹底し、回数等を精選する

・校外活動について、一斉ではなく、グループに分かれて時期や場所をずらして実施する など

○修学旅行の実施に向けた留意事項

修学旅行については、各学校の判断により、次の点に留意して実施に向けて検討する。

◇「旅行関連業における新型コロナウイルス対応ガイドラインに基づく国内修学旅行の手引き（第5版）」（令和3年11月22日付け一般社団法人日本旅行業協会）を参考に、旅行業者、宿泊施設、バス会社等と十分な打合せを行い、感染症対策を講じた上で事前指導、旅行内容等を検討する。

◇旅行先の今後の感染状況を注視し、旅行先の地域において感染リスクが高まり、実施困難な状況が生じた場合には、延期又は中止の判断をする。

◇修学旅行実施上の感染症対策について、旅行会社と連携して、保護者・生徒に十分な説明をし、理解を得る。その際、キャンセル料発生の可能性についても丁寧に説明しておく。

### 3 部活動に関すること

中学校の部活動は、感染症対策に十分配慮した上で、3に記載された留意事項も踏まえ、可能な限り感染及びその拡大のリスクを低減させながら、地域の状況を踏まえ、段階的に実施する。(小学校の部活動も中学校の部活動に準じて活動する。)

#### 【レベル3の対応】

可能な限り感染及びその拡大のリスクを低減させながら、なるべく個人での活動とし、少人数で実施する場合は十分な距離を空けて活動する。密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動、向かい合って発声したりする活動は行わないようにする。

#### 【レベル2の対応】

可能な限り感染症対策を行った上で、リスクの低い活動から徐々に実施することを検討する。密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動、向かい合って発声したりする活動の実施は慎重な検討が必要である。

なお、地域で相当の期間に感染者が確認されていない場合は、可能な限り感染症対策を行った上で通常の活動に移行することが考えられる。他方、直近の1週間において感染者が確認されている場合は、より慎重な検討が必要である。

#### 【レベル1の対応】

可能な限り感染症対策を行った上で通常の活動を行う。

#### 【全レベルにおける留意事項】

##### (1) 健康管理

- 運動不足の生徒もいると考えられるため、身体に過度な負担のかかる運動を避けるなど、生徒の怪我防止には十分に留意する。また、生徒に発熱等の風邪の症状が見られる時は、部活動への参加を見合わせ、自宅で休養するよう指導する。
- 用具等については、使用前に消毒を行うとともに、生徒間で不必要に使い回しをしない。
- 部室等の利用については、短時間の利用とし一斉に利用することは避ける。
- 運動部活動の実施に当たっては、体育の授業における留意事項を踏まえる。
- 運動部活動でのマスクの着用については、体育の授業における取扱いに準じる。

##### (2) 活動時間

活動時間や休養日については、部活動ガイドラインに準拠するとともに、実施内容等に十分留意する。特に今後、分散登校を実施する場合は、ガイドラインよりも短い時間の活動にとどめるなど、分散登校の趣旨を逸脱しないよう限定的な活動とする。

##### (3) 活動場所

活動場所については、地域の感染状況等にもよるが、可能な限り屋外で実施することが望ましい。ただし気温が高い日などは、熱中症に十分注意する必要がある。体育館など屋内で実施する必要がある場合は、こまめな換気や消毒液の使用（消毒液の設置、生徒が手を触れる箇所の消毒）を徹底する。また長時間の利用を避け、十分な身体的距離を確保できる少人数による利用とすること。特に、屋内において多数の生徒が集まり呼気が激しくなるような運動や大声を出すような活動等は絶対に避けること。

#### (4) 指導体制

生徒の健康・安全の確保のため、生徒だけに任せるのではなく、教師や部活動指導員等が活動状況を確認する。学校が休業となっている場合は、部活動は行わない。

### 4 学校給食の実施について

学校生活における感染症対策で最も重要なことが、学校給食の際の対策であることから、「学校給食衛生管理基準」の遵守を徹底するとともに、下記により感染症対策に努める。

#### (1) 給食当番

給食の配食を行う児童生徒や教職員は、下痢、発熱、腹痛、嘔吐等の症状の有無、衛生的な服装をしているか、手指は確実に洗浄したか等、給食当番活動が可能であることを毎日点検する。適切でないと認められる場合は給食当番を変えるなどの対応をとる。配膳について、特に汁物はできる限り教職員が配り、残さないようにする。また、箸、スプーン、フォーク類は各自取るのではなく、給食当番が配るようにする。

#### (2) 給食当番を含む全児童生徒及び会食する教職員

給食当番はもとより、児童生徒及び教職員全員が食事の前の手洗いを徹底する。手洗いの徹底が最も重要であることから、教員等の指導の下、しっかり手洗いをさせる。会食では、会話を控えるとともに、飛沫を飛ばさないように同方向を向いて間隔を空けて机を向かい合わせにしない、換気を強化するなどの対応が必要であり、学級担任等の食事の向き等についても工夫する（例：教室後方から児童生徒と同じ向きで会食、児童生徒と向かい合わせにならない。）。空き教室がある場合は学級の人数を分散するなどする。また、喫食中は机の上にハンカチ等を置いて、いつでも使用できるようにするなど、咳エチケットを徹底する。さらに、児童生徒同士でおかずの交換等はしない。また、地域の感染状況に応じて、牛乳パックをリサイクルせず、可燃ゴミとして、出すことも可とする。

#### (3) 各学校給食センターの対応

配膳の過程での感染防止のため、各学校給食センターでは、地域の感染状況によって可能な限り品数の少ない献立で適切な栄養摂取ができるようにする。

## 5 学校生活の場面ごとの留意事項

### (1) 登下校

- ①基本的にはマスクを着用し、密接とならないようにする。できるだけ会話を控え、大声での会話はしない。ただし、夏期の気温・湿度が高い中などでマスクを着用すると、熱中症のリスクが高くなる恐れがある。このため、屋外で人との十分な距離が確保できる場合にはマスクを外すようにする。
- ②スクールバスでの登下校に際しては、乗車前に教職員等が児童生徒の健康状態を確認する。
- ③校門や昇降口等での密集が起こらないよう配慮する。

### (2) 休み時間・昼休み

休み時間中は、教員の目が必ずしも届かないことから、児童生徒本人に感染症対策の考え方を十分理解させ、休み時間中の行動についての必要なルールを設定することなども含めて、指導を工夫する。

- ①会話をする際には、一定程度距離を保ち、お互いの体が接触するような遊びは行わないようにする。

### (3) 清掃活動

消毒により全てのウイルスを死滅させることは困難であるため、一時的な消毒の効果を期待するよりも、清掃により清潔な空間を保ち、健康的な生活により児童生徒の免疫力を高め、手洗いを徹底することの方が重要である。

- ①換気のよい状況で、マスクを着用した上で行うようにする。
- ②清掃後は、必ず石けんを使用して手洗いをを行うようにする。

### (4) 図書館

学校図書館は、児童生徒の読書の拠点として、また学習・情報の拠点として、学校教育における重要な機能を果たしている。図書館利用前後には手洗いをするというルールを徹底し、また図書館内での密集を生じさせない配慮をした上で、貸出機能は維持するよう取り組む。

## 6 その他

### (1) スクールバスの利用に関すること

- 利用者の状況に配慮しつつ、定期的に窓を開け換気を行うこと
- 乗車前に、家庭において検温し、発熱が認められる者は乗車を見合わせる
- 可能な範囲で運行方法の工夫等により、過密乗車を避けること
- 利用者の座席を離し、それが難しい場合は、会話を控えることやマスクの着用について徹底すること
- 利用者に手洗いや咳エチケット等を徹底すること
- 地域の感染状況に応じ、多くの利用者が触れるドアノブ等を適宜消毒すること



## **VIII 学校ならではの学びを最大限に保障するための備え**

### 1 児童生徒の学びを止めないために

新型コロナウイルス感染症の影響により、今後も必要に応じて臨時休業等が行われる状況も想定される。そのため、いつ臨時休業になっても、児童生徒の学びを保障することができるよう準備を進めることが重要である。

#### (1) 臨時休業中でも学びを止めない

臨時休業を行わなければならない場合であっても、学校が課す家庭学習と教師によるきめ細かな指導や学習状況の把握により、児童生徒の学習継続及び学校との関係維持を徹底する。

#### (2) 柔軟な対応の備えにより学校ならではの学びを最大限確保する

特例的な対応を活用した教育課程の見直しやICT環境の整備などを含め、柔軟な対応を可能とするための準備を進め、一旦収束しても再度感染者が急激に増加するような場合であっても学校ならではの学びを最大限に確保すること。